

いじめ防止基本方針

令和8年6月 策定



学校法人鈴鹿学園
すずか幼稚園
第2すずかきしおか幼稚園

I いじめ防止に関する本園の考え方

1 基本理念

いじめは、それを受けた子どもにとっては、現在だけでなく将来にわたって内面を傷つけられるものであり、子どもの健全な成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼす重大な人権問題である。どの子どもでも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、教職員は日頃から些細な兆候を見逃さないように努め、被害を受けた子どもがその苦しみを一人で抱え込んでしまわないよう、園全体で組織的に指導に当たる必要がある。

幼稚園は、園児たちが教職員や周囲の友だちと信頼できる関係の中で、安心して安全に生活できる空間であることが大切であり、園児一人ひとりが大切にされているという実感を持つとともに、互いに認め合える人間関係を構築し、集団の一員としての自覚と自信を身につけることができることを重視した取り組みを行う。

本園では、教育目標（園是）としての「正しく、強く、仲良く」に基づき、知・徳・体のバランスが取れた人間形成教育を行っている。すべての園児の健全な成長のために人権教育に重点を置くものとし、いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに「いじめ防止基本方針」を定めるものとする。

2 幼児期におけるいじめについて

集団生活を営む園生活においても、園児同士のいざこざや友だち関係づくりのつまずき、精神的な不安定さ等からいじめにつながることも十分予想される。幼稚園在籍時期は人とかかわる基礎となる力を育む時期であり、様々ないざこざ等を丁寧に見守りながら、園児が自分で考え、自分の気持ちを伝えながら相手の気持ちを想像したり認めたりする体験を保障していくことが必要である。しかし、園児であっても、いざこざの範囲を超え、相手に与える苦痛が頻繁にあり執拗なものについてはいじめと認識し、重大な事案につながらないように未然防止と再発防止を強化し、保護者と協力して園児がより良い人間関係を築けるよう組織的に対応することとする。

3 いじめの定義

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、園児に対して心理的または物理的な影響を与える行為であって、対象となった園児が心身の苦痛を感じているものをいう。具体的ないじめには、次のようなものがある。

(例)

- ・理由もなく意地悪なことをされる。
- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・間違えたことや失敗を繰り返しからかわれる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする。
- ・所有物を隠されたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。 等

(2) いじめに対する教職員の基本姿勢

個々の行為が「いじめ」に該当するか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた園児の立場に立つ。いじめられていても本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該園児の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。いじめに対して教職員がとるべき基本姿勢としては、次のようなものがある。

(例)

- ・いじめは、どの園児にも起こりうるものである。
- ・いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ・いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ・いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ・いじめは、教職員の園児観や指導の在り方が問われる問題である。
- ・いじめは、園と家庭とが一体となって取り組むべき課題である。 等

II いじめ防止等につながる取り組み

1 取り組みの基本方針

いじめ問題の対策において最も重要なことは、「いじめが起こらない園づくり」をはじめとする未然防止の取り組みである。この取り組みにおける基本姿勢は、望ましい人間関係を築くことや、豊かな心を育むこと、園生活において生き生きと遊び生活することなどを旨とし、幼児が主体となる園づくりを推進していくことにある。そのために本園の教職員が心掛ける基本姿勢を次に示す。

(1) 幼児理解

- ・幼児理解を深めた保育は、園児が園の教職員を信頼し安心して幼稚園生活を送ることができるという、園児の情緒の安定が図られた保育を心がける。
- ・日々の保育の中で、一人ひとりの園児の様子をよく見て、言葉、行動、友だちとのかかわり方、気持ちの状態をつかむ。
- ・全教職員で教育活動にあたるという方針で、細かなことも情報交換しながら幼児理解に努める。

(2) 人間関係作り

- ・園児同士のけんかや気持ちのすれ違いなどのトラブルについては、それぞれの園児の気持ちをつかみ、一方的に指導するのではなく、解決の方法を教師とともに考えられるようにする。
- ・幼稚園在籍時期は、体験を通して相手の気持ちに気づき、友だちとの関係を学ぶ時期なので、日々の保育の中で丁寧に対応し、思いやりの心や善悪の判断の基準が育つようにする。

(3) 教師間の共通理解と保護者との連携

- ・教師間の共通理解においては、園内の研修の場だけでなく日頃の会話の中で園児の情報を共有できるようにする。
- ・園児の園での様子だけでなく園の保育の方針を保護者にも説明し、教師も保護者も共通理解のもとで園児を育てられるようにする。

(4) 情報公開

- ・いじめ防止基本方針は本園ホームページにも掲載し、園児や園児の保護者、および本園関係者はもとより、世間一般にいじめ防止の方針を公表する。

2 いじめの早期発見

(1) 些細な兆候であってもいじめではないかとの疑いを持ち、早い段階からの確かな関わりをもつことにより、状況を軽視することなく積極的にいじめを認知する。

- ・日頃から園児をしっかりと見守り、園児が示す小さな変化や危険信号を見逃さないよう常に意識し、些細な兆候や懸念、園児からの訴えは管理職に報告・相談する。
- ・いじめの兆候や懸念がある時は、その都度聞き取りを実施し、早期の実態把握に努める。
- ・園内巡視等において、園児が生活する場の異常の有無を確認する。

(2) 園児がいじめを訴えやすい態勢を整える。

- ・日頃から園児との信頼関係を築くとともに、折に触れて悩みや心配・不安があれば

すぐに相談するよう働きかけておき、園児が悩みや心配・不安を教員に相談しやすい雰囲気づくりを行う。

(3) 家庭と連携して園児を見守る。

- ・家庭との連絡を密にし、園児の変化や危険信号についての情報交換を早期・意識的に行う。
- ・保護者が気軽に園に相談できるよう、担任はもちろん、管理職も随時相談に応じる体制をとる。
- ・個人面談の際には、対人関係等について気になる点がないか聞き取り、保護者が抱えている心配や不安がないか配慮する。

Ⅲ いじめに対する措置

1 取り組みの基本方針

(1) いじめの実態確認

実態把握を行う際は、いじめられた側の立場に立って確認を行うこと。

① 情報収集の内容

- ・日時、場所、被害者、加害者、その他関係者、内容・状況

② いじめ発生時の初期対応

- ・事実関係の把握は、はじめに担任が行い、その後、必要に応じて複数の教員で正確かつ迅速に行う。
- ・事実関係の聞き取りは、被害者、被害者の周囲にいる者、加害者、加害者の周囲にいる者等、分けて行う。
- ・聴取状況や聴取した内容、対応の経過等の記録をとる。
- ・保護者、関係機関等と適切な連携を図る。
- ・聞き取りに関する保護者からの訴えを受けた場合、担任および関係者が対応し、保護者の気持ちをくみ取りながら丁寧な事実関係の把握に努めるとともに迅速な対応を行う。
- ・いじめの事実が発覚した際には、個人情報の取り扱いに留意しつつ、正確な情報公開、説明責任を果たすようにする。

(2) いじめを受けた園児またはその保護者に対する支援

① いじめを受けた園児の心情に寄り添い、教師は味方となり支える。

② 保護者に対しては、担任と園長等で対応し、面談を通して現状の報告と今後の対応について説明する。

③ 保護者の考えや問題としていることの内容を確認し、対応を即答できれば伝え、理事長との相談が必要な場合は、相談のうえ後日必ず連絡する。

(3) いじめを行った園児に対する指導またはその保護者に対する助言

① 事実を確認し、いじめられた園児の心情を理解させ、繰り返さないよう指導する。

② 保護者に対しては担任と園長等で対応し、面談を通して事実の報告を丁寧に行い、理解を求め、園とともに協力しながら解決していくように促す。

2 「重大事態」への対応

園が「重大事態」と判断した場合、次の対応を取る。

(注) 重大事態とは(「いじめ防止対策推進法」第28条)

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間(年間30日を目安とする)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(1) 重大事態には、原則として設置者である学校法人鈴鹿学園が調査の主体となる。

(2) マスコミ、外部機関等への対応は、理事長と園長が協力して担当する。

(3) 対応についての留意事項を次に示す。

① 事実関係を明確にするための調査を実施

- ・ 因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・ 調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合う。
- ・ 先行した調査を行っている場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

② いじめを受けた園児およびその保護者に対して情報を適切に提供

- ・ 調査委により明らかになった事実関係について、経過報告を含め、情報を適切に提供する。
- ・ 関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を理由に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ・ アンケートを行う場合は、いじめを受けた園児やその保護者に提供する場合があることから、あらかじめその旨を調査対象者へ説明することが必要。

③ 調査結果を踏まえた必要な措置

- ・ いじめを受けた園児の保護者が希望する場合には、いじめを受けた園児の保護者の所見をまとめた文書を調査結果に添える。
- ・ 幼稚園は、調査結果を踏まえ、園児が安心して活動できるよう必要な措置を行う。

IV いじめチェックリスト

1 いじめられている子どもが発するサイン

① 体や体調

- ・ 衣服が異常に汚れていたり、破れていたりすることがよくある。
- ・ 傷やあざがあり、腕や足、首などの肌を隠そうとする。
- ・ 腹痛、吐き気を訴え、職員室などへの出入りが頻繁である。

② しぐさや態度

- ・ どこかおどおどして、おびえているように感じられる。
- ・ 視線を合わせようとしない。(教師の目を避けている)

③ 友だちとの関係

- ・ 周りに異常なほど気を遣っているように見える。
- ・ 友だちの言いなりになっている。
- ・ 嫌なあだ名で呼ばれている。
- ・ 特定の子どもの横に座ろうとしない。

④ 生活面

- ・ 服や靴などが隠されたり、壊されたりしている。
- ・ 黒板、トイレなどに実名やあだ名で落書きがされている。

2 生活場面

- ・ 教師を避けがちになる。
- ・ ひそひそ話が多くなり、互いに気にする雰囲気がある。
- ・ 表情が暗く、どこか元気がない。
- ・ 目の届きにくい場所からよく出てくる。
- ・ よくふざけ合っているが、何となく暗い。